

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、長期的な視点から本町の将来ビジョンを描きながら、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、将来の行政需要や町づくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた計画です。

本計画は、町の最上位計画として町政運営の最も基本となる指針であり、町民と行政の共通の目標となります。

このため、分野ごとの個別計画については、本計画との整合性を持たせることとします。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成します。

●基本構想

本町の現状を認識した上で、町の将来像の姿を描き、それを達成するために必要なまちづくりの方向性や基本的な施策を明らかにしたまちづくりの指針となる計画です。

議会の議決によって定められ、平成28年度(2016)から平成37年度(2025)の10年間を計画期間とします。

●基本計画

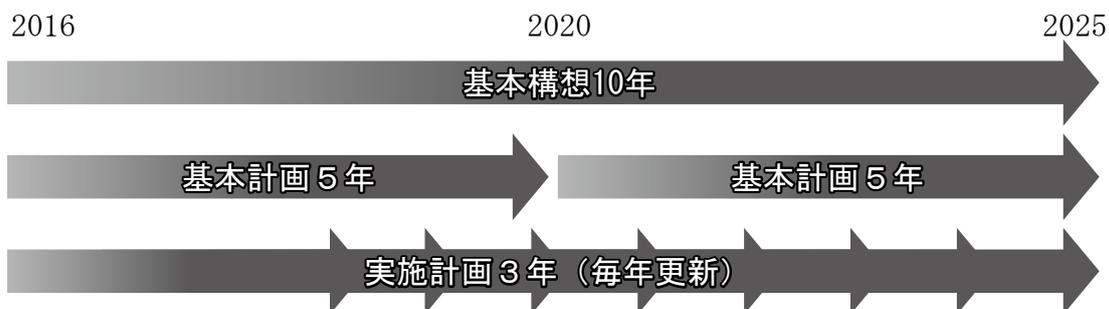
基本構想で描かれた将来像を実現するための基本的な施策を体系化し、部門別の主要事業を表した計画です。

前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

●実施計画

基本計画で示された主要事業をもとに、その緊急性や財政事情等を勘案しながら、具体的な事務事業に移していくための計画とします。

3カ年計画で、毎年内容等の調整を行います。



(3) 計画の策定体制

総合振興計画は、総合的なまちづくりの方向性を示した計画であると同時に、そこに暮らす町民にとっても身近な生活に関わる計画となることから、策定にあたっては、町民のニーズを把握し、計画に反映させることが求められます。

このため、本計画の策定においては、既に行われた町民意向調査の結果を参考にするとともに、町民や民間諸団体の代表による審議会やパブリックコメント手続きを行うなど、町民参加による計画づくりに努めます。

